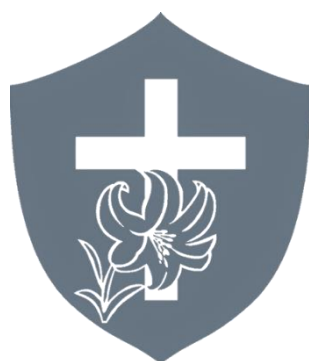


令和3年度

施設概要



St. Joseph's Garden, since 1969

社会福祉法人聖母福社会

聖ヨゼフの園

目 次

I	経営設置主体の概要	1
II	聖ヨゼフの園事業概要	4
III	令和2年度 事業実績	7
	1. 特別養護老人ホーム	7
	(1) 定員	7
	(2) 入所者の状況	7
	(3) 新規入所者の状況	9
	(4) 退所者の状況	9
	(5) 入所者の生活と介護職員の業務	11
	(6) 医療	12
	(7) 健康管理	13
	(8) 口腔ケア	13
	(9) 行事・レクリエーション	13
	2. デイサービスセンター	14
	3. ヘルパーステーション	16
	4. 居宅介護支援事業所	17
	5. 栄養管理	18
	6. その他	20
	(1) 設備等の整備	20
	(2) 防災訓練	20
	(3) 広報誌の発行	20
	(4) 会議の開催	20
	(5) 監査等	21
	(6) 介護実習・体験学習等の受け入れ状況	21
	(7) ボランティアの活動の受け入れ状況	21
IV	令和3年事業計画	22
	【資料】 沿革	25

I 経営設置主体の概要

1. 名称・所在地 社会福祉法人聖母福祉会 静岡市駿河区八幡4丁目6番9号

2. 認可年月日 昭和41年(1966年)5月17日

3. 沿革

当法人は、パリ外国宣教会（東アジアの宣教を担当するカトリック教会の宣教会）による清水聖母保育園の設立（昭和25年(1950年)）をもって社会福祉活動の第一歩を踏み出し、昭和41年(1966年)に社会福祉法人の設立認可を受けました。以後、掛川、徳山、浜松、岡部、藤枝、島田に保育園を、静岡に聖ヨゼフの園を順次開設し、「この世に命が与えられている限り、必要とされない命は一つもない」という信念のもとに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの育ちと、生涯の最期の大切な時期にあたる高齢期の方々の生活を支援しています。なお、平成29年(2017年)には聖ヨゼフ診療所を開設し、現在、静岡県中西部に9施設（保育施設7、介護施設1、医療施設1）を運営しています。

施設の名称	施設の種別	所在地	認可・開設・指定年月日	定員
法人本部	—	静岡市	昭和41年(1966年)5月17日	—
清水聖母保育園	保育所	静岡市	昭和25年(1950年)6月29日	200
掛川聖マリア保育園	保育所	掛川市	昭和41年(1966年)5月1日	150
徳山聖母保育園	保育所	川根本町	昭和41年(1966年)5月1日	30
天使園子どもの家	保育所	浜松市	昭和41年(1966年)7月1日	70
岡部聖母保育園	保育所	藤枝市	昭和42年(1967年)6月1日	60
藤枝聖マリア保育園	保育所	藤枝市	昭和43年(1968年)4月1日	150
島田聖母保育園	保育所	島田市	昭和47年(1972年)4月1日	120
聖ヨゼフの園	特別養護老人ホーム	静岡市	昭和44年(1969年)6月1日	90
	通所介護事業所		平成12年(2000年)1月1日	30
	訪問介護事業所		平成11年(1999年)11月1日	—
	居宅介護支援事業所		平成11年(1999年)8月1日	—
聖ヨゼフ診療所	診療所	静岡市	平成29年(2017年)4月1日	—

4. 基本理念

(1) 児童福祉事業

「子どもたちを私のところへ来させなさい」(マルコによる福音書10章14節)

(2) 老人福祉事業

「疲れた者、重荷を負う者は、だれでも私のもとに来なさい。休ませてあげよう」

(マタイによる福音書11章28節)

5. 基本方針

創造主である神のメッセージの中で特に大切なのは、「命の尊厳」と「人間の尊厳」ということです。

基本理念であるキリスト教精神を基盤として、愛と謙遜をもって、高齢者の方々や子どもたちと接してまいります。一人ひとりの尊厳を大切にしながら、心身ともに健やかに育成され、日常生活を地域社会において営むことができるよう支援します。

当法人では、1介護施設と7保育園、および公益事業としての聖ヨゼフ診療所において、この目的に向かって確実に実行するよう事業を行います。

加えて令和3年度においては、近年の気候変動から想定される大災害時等に対する対策や昨年来の新型コロナウイルス感染拡大の脅威に対して、利用者と職員への感染症対策に最大限の努力をするよう、職員一同一丸となって臨む所存です。

(1) 基本理念の理解と共有の深化

- ・ 園長会及び各施設において、キリスト教精神の理解と共有を深める。～各園長及び職員が「イエス・キリストを通して示された神の愛」を感じ、神が与えた命はかけがえのないものであることを認め、大切にす。
- ・ 基本理念に基づいた年間保育目標を策定し、実施する。(保育施設)
- ・ 基本理念に基づき、家庭的な温もりを伴う介護を提供することを目指す。(介護施設)

(2) 利用者サービスの向上

- ・ 各施設の特徴を生かした地域福祉の充実と推進
- ・ 保育園のモンテッソーリ教育の育成
- ・ 地域との交流を深め、開かれた保育園を目指す。
- ・ 一人ひとりの尊厳を尊重した質の高い介護の提供
- ・ 災害時の対応(気候変動による災害やコロナ禍に於いてのBCPの充実)

(3) 人材育成と確保

- ・ 施設内研修(OJT)の実施、法人研修、外部研修への参加
- ・ キャリアパス制度の実施
- ・ 職場の風土改革を積極的に推進
- ・ 法人一括採用による優良人材の確保
- ・ 障害者雇用の促進
- ・ 施設間の人事異動を必要に応じて行い、職場の刷新を図る。

(4) 健全財政の維持

- ・ 介護報酬、保育所委託費が抑制される中で、収支のバランスの維持
- ・ 利用者の掘り起こしと利用率の向上による収益の向上

- ・ 調達効率化等による経費節減
- ・ 適正な人件費比率の維持
- ・ 将来の支出に備えた積立金の積み増し

Ⅱ 聖ヨゼフの園事業概要

1. 基本理念・処遇方針

(1) 基本理念

「疲れた者、重荷を負う者は、だれでも私のもとに来なさい。休ませてあげよう」

(マタイによる福音書11章28節)

「そのとき、イエスはこう言われた。『天地の主である父よ、あなたをほめたたえます。これらのことを知恵ある者や賢い者には隠して、幼子のような者にお示しになりました。そうです、父よ、これは御心に適うことでした。すべてのことは、父から私に任されています。父のほかに子を知る者はなく、子と、子が示そうと思う者のほかには、父を知る者はいません。疲れた者、重荷を負う者は、だれでも私のもとに来なさい。休ませてあげよう。私は柔和で謙遜な者だから、私の軛(くびき)を負い、私に学びなさい。そうすれば、あなたは安らぎを得られる。私の軛は負いやすく、私の荷は軽いからである』」(マタイによる福音書11章25節～30節)

このイエスのことばに「軛」というものがあります。「軛」とは、農耕のために家畜(牛やロバ)2匹を左右に並ばせ首に枷(かせ)をつけて一組にし、同時に引かせるために用いる道具のことです。時には奴隷のように働かせる苦役という意味を持つものです。

しかし、イエスは「私の軛は負いやすく」と言います。本来なら苦役の象徴のようなものが負いやすいものとなるのはなぜでしょう。私たちの人生の困難や老いという軛(くびき)は無くならないが、首を入れる二つの穴の片方をイエスが担ってくださるから負いやすくなるのだと言うのです。そして、重い荷をイエスが共に負ってくださるから軽くなるのだと語っているのです。

イエスは、支えを必要としている者、助けを必要としている者と共にその重荷を負い、共に歩むことが神さまのお望みであることを、自らの十字架での死をもってまでもお示しになりました。何故なら、この世界においては、有益である有用であると賞賛されることがその存在価値を決めてしまう傾向がありますが、この世界にあっていない命など何一つないことを「知恵ある者や賢い者には隠して、幼子のような者にお示しになる」ことが父である神さまの御心であるからです。

聖ヨゼフの園は、そうした助けを、介護・看護を必要としている高齢者のために設立されました。それは単に福祉のためのサービスを提供することだけに留まることではありません。この社会において神が与えてくださったいのちが、最後の時まで大切にされる(=愛される)ことが神さまの望みであることを、聖母福祉会は、設立の土台に据えています。

(2) 処遇方針

この世に命を与えられている限り、必要とされない命は一つもないという信念のもとに、ご利用者お一人おひとりとの人格的な関わりを大切にします。この信念と姿勢に基づき、ご家族、地域と連携しながら、家庭的な温もりを伴う介護を提供することをめざします。

2. 事業内容

(令和3年7月1日現在)

種 別	事業所の名称	開設・指定年月日
	事業の内容	
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム聖ヨゼフの園	昭和44年(1969年)6月1日
	ユニット型特別養護老人ホーム聖ヨゼフの園	平成19年(2007年)6月1日
	日常生活を送る上で介護を要し、ご家庭での介護が困難な方に、施設サービス計画に基づいて、食事、入浴、排泄等の日常生活のお世話をいたします。(定員：多床室60人/ユニット型個室30人)	
通所介護事業	聖ヨゼフの園デイサービスセンター	平成12年(2000年)1月1日
	ご本人が可能な限り居宅で自立した生活ができるように、食事、入浴などの日常生活上の支援のほか、心身機能の維持のための様々なサービスを日帰り提供します。(定員30人)	
訪問介護事業	聖ヨゼフの園ヘルパーステーション	平成11年(1999年)11月1日
	ご本人が可能な限り自宅で自立した生活を送ることができるよう、ホームヘルパーがご自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護や掃除・洗濯・買い物・調理などの日常生活上の支援を行います。	
居宅介護支援事業	聖ヨゼフの園居宅介護支援事業所	平成11年(1999年)8月1日
	ご自宅で介護を受ける方が、日常生活を営むために最もふさわしいと思われる介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、サービス提供機関との連絡調整を行います。	

3. 職員体制（令和3年7月1日現在）

（人）

	常勤職員	非常勤職員	計
園長	1	-	1
副園長（特別養護老人ホーム施設長）	1	-	1
事務管理部門	1	2	3
事務長	-	1	1
事務職員	1	1	2
特別養護老人ホーム	37	25	62
相談員・介護支援専門員	2	-	2
介護職員	27	11	38
看護職員	3	4	7
医師	-	2	2
歯科衛生士	-	1	1
管理栄養士	1	-	1
栄養士	4	-	4
調理職員	-	5	5
洗濯員	-	2	2
デイサービスセンター	3	11	14
介護職員	3	7	10
看護職員	-	1	1
運転手	-	3	3
ヘルパーステーション	3	2	5
介護職員	3	2	5
居宅介護支援事業所	3	-	3
介護支援専門員	3	-	3
宿直員	-	3	3
日直員	-	1	1
合 計	49	44	93

Ⅲ 令和2年度 事業実績

1. 特別養護老人ホーム

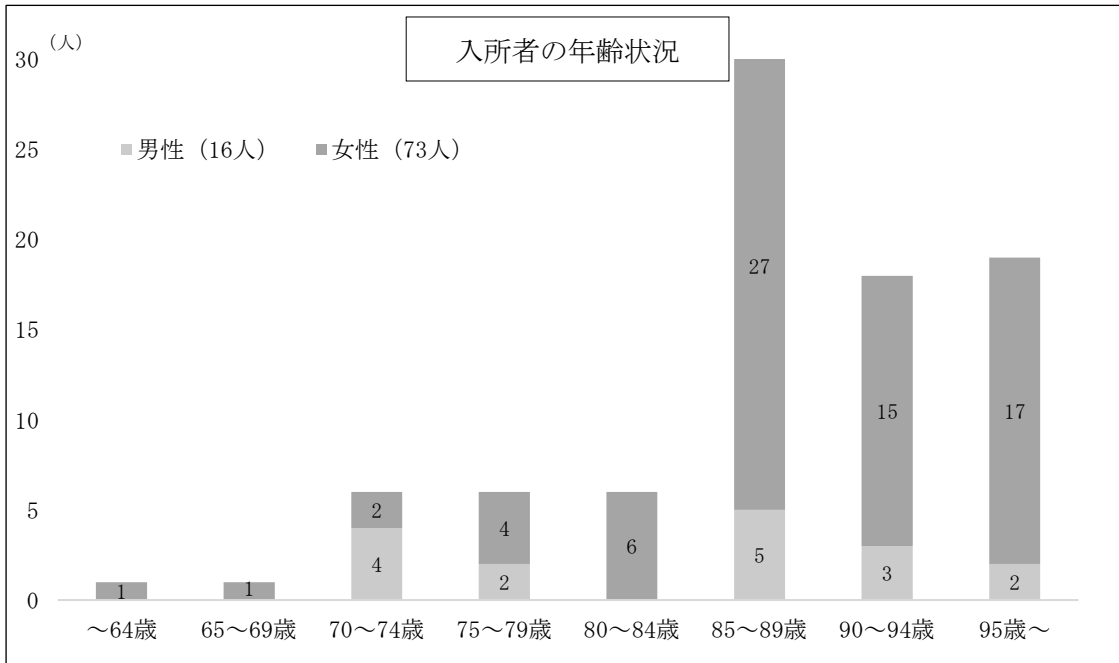
(1) 定員 90人（多床室60人、ユニット型個室30人）

(2) 入所者の状況（令和3年3月31日現在）

ア 年齢

(人)

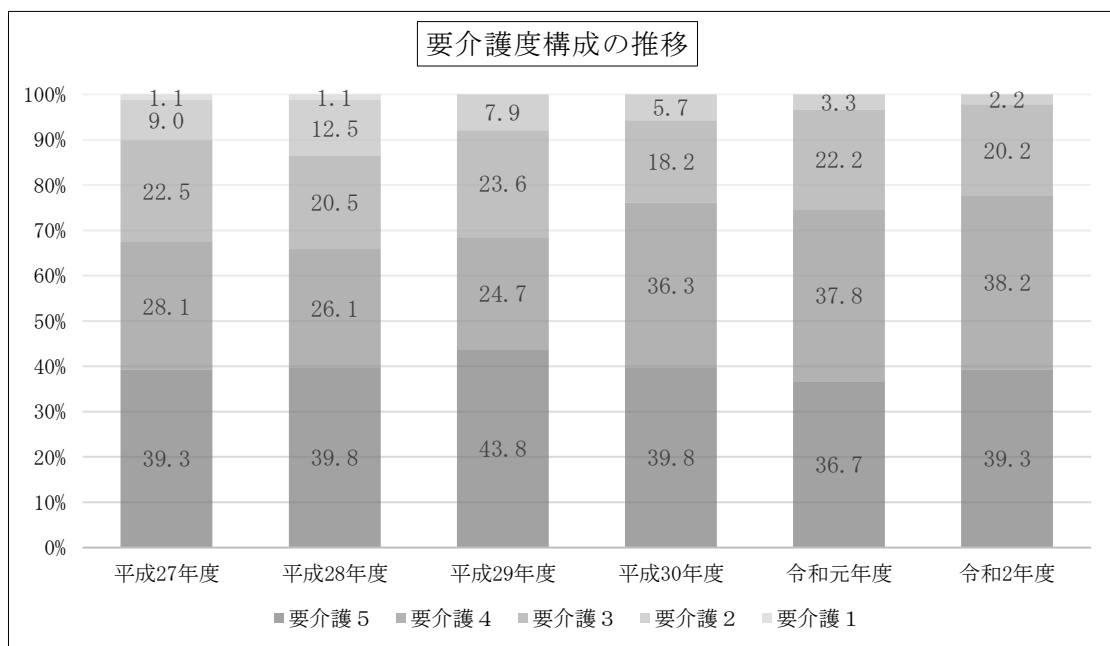
	～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～	計
男性	0	0	4	2	0	5	3	2	16
女性	1	1	2	4	6	27	15	17	73
計	1	1	6	6	6	32	18	19	89



	男性	女性	計
平均年齢	84歳 2 ヲ月	88歳 5 ヲ月	87歳 8 ヲ月
最高年齢	102歳 11 ヲ月	103歳 3 ヲ月	

イ 要介護度

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
0人	2人	18人	34人	35人	89人
0.0%	2.2%	20.2%	38.2%	39.3%	100.0%



ウ 利用者負担額

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	計
2人	20人	28人	39人	89人
2.2%	22.5%	31.5%	43.8%	100.0%

エ 入所期間 (人)

1年未満	1 ～ 3年未満	3 ～ 5年未満	5 ～ 10年未満	10 ～ 15年未満	15年以上
14	37	18	17	2	1

(3) 新規入所者の状況

ア 月別入所状況 (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
多床室	0	0	2	1	2	0	1	1	1	3	0	1	12
個室	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
計	0	0	2	1	3	0	1	1	1	4	0	1	14

イ 年齢 (人)

	～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～	計
男性	0	0	1	1	0	2	0	0	4
女性	1	0	1	1	1	5	1	0	10
計	1	0	2	2	1	7	1	0	14

ウ 入所前の居所 (人)

居宅	老人保健施設	グループホーム	有料老人ホーム	病院	計
7	4	1	1	1	14

エ 要介護度 (人)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
0	0	2	7	5	14

オ 入所理由 (人)

独居生活困難	高齢者世帯	家族介護困難	虐待	計
5	5	4	0	14

カ 負担限度額区分 (人)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	計
多床室	3	2	1	6	12
個室	0	0	1	1	2
計	3	2	2	7	14

(4) 退所者の状況

ア 月別退所状況 (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
多床室	0	1	1	1	2	1	1	0	1	3	0	1	12
個室	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	3
計	0	1	1	2	2	1	1	0	2	3	0	2	15

イ 退所時年齢 (人)

	～64歳	65歳 ～69歳	70歳 ～74歳	75歳 ～79歳	80歳 ～84歳	85歳 ～89歳	90歳 ～94歳	95歳～	計
男 性	0	0	0	0	1	3	0	2	6
女 性	0	0	0	0	1	2	4	2	9
計	0	0	0	0	2	5	4	4	15

ウ 要介護度 (人)

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
0	0	2	9	4	15

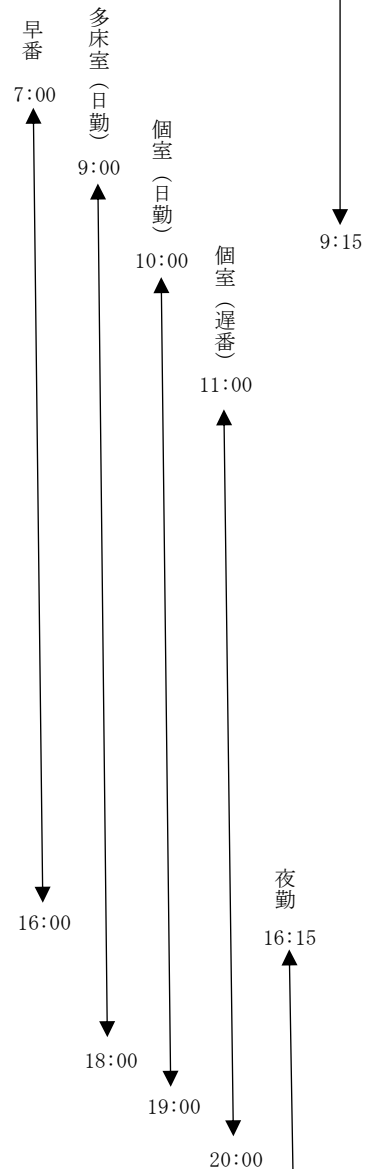
エ 看取り介護の状況 (人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
0	0	1	2	1	1	1	0	2	2	0	1	11

(5) 入所者の生活と介護職員の業務

日 課 表

時間	入 所 者	介 護 職 員
2 : 00		巡視
3 : 00		巡視・排泄介助
4 : 00		巡視
6 : 00	起床・洗面	起床介助・トイレ誘導
7 : 00	朝食・服薬	食事介助・与薬
8 : 00		排泄介助・要観察者検温
9 : 00		夜勤者からの引継ぎ
10 : 00	排泄 入浴 水分摂取 趣味の活動・行事など	排泄介助 入浴介助 水分介助 リネン交換 趣味の活動・行事 誘導・付き添い
12 : 00	トイレ・排泄 昼食・服薬 歯磨き・トイレ	トイレ誘導・排泄介助 食事介助 口腔ケア・トイレ誘導
14 : 00	排泄 入浴 趣味の活動・行事など	排泄介助 入浴介助 趣味の活動・行事 誘導・付き添い
15 : 00	水分摂取・おやつ	水分介助
16 : 00	トイレ	トイレ誘導・排泄介助 夜勤者への引継ぎ
17 : 00	夕食・服薬 歯みがき・トイレ	食事介助・口腔ケア トイレ誘導・排泄介助
19 : 00	排泄	宿直への引継ぎ
20 : 00	水分摂取 就寝時服薬	水分介助・与薬
21 : 00	就寝	就寝介助・要観察者検温
22 : 00		巡視
0 : 00		巡視・排泄介助・要観察者検温
1 : 00	*排泄	巡視 *コール対応 *記録入力



(6) 医療

ア 疾病の状況 (延べ人数)

(人)

	脳血管障害	脳動脈硬化症	パーキンソン	高血圧	抹消循環障害	心疾患	呼吸器疾患	消化器疾患	便秘症	糖尿病	尿路系疾患	皮膚疾患	眼疾患	関節疾患
男性	10	0	2	10	0	6	3	6	15	4	6	12	5	0
女性	16	0	3	49	4	23	4	21	60	6	12	29	15	15
計	26	0	5	59	4	29	7	27	75	10	18	41	20	15

	骨粗鬆症	変形性脊椎症	骨折後遺症	認知症	精神疾患	腎疾患	肝・胆疾患	婦人科疾患	その他
男性	1	0	0	11	0	0	1	0	8
女性	19	4	23	63	10	3	2	3	22
計	20	4	23	74	10	3	3	3	30

- 脳血管障害…脳出血、脳梗塞による後遺症
- 心 疾 患…心筋梗塞、狭心症、心不全、不整脈
- 呼吸器疾患…感冒、気管支炎、肺炎、喘息
- 消化器疾患…胃潰瘍、胃炎、逆流性食道炎、食道裂孔ヘルニア
- 尿路系疾患…前立腺肥大、尿路感染症、尿管結石、前立腺癌
- 皮 膚 疾 患…老人性皮膚掻痒症、慢性湿疹、水虫、水疱性類天疱瘡、帯状疱疹
- 眼 疾 患…白内障、緑内障、糖尿病性網膜症
- 精 神 疾 患…統合失調症、うつ病
- 腎 疾 患…慢性腎不全
- 肝・胆疾患…胆石、胆管炎
- 婦人科疾患…子宮脱、老人性膣炎、子宮筋腫
- そ の 他…貧血、痔核、悪性腫瘍、慢性関節リウマチ、腹部大動脈瘤、橋本病、脊髄小脳変性症、多発性骨髄腫、悪性リンパ腫

イ 受診の状況（延べ人数）

(人)

一般内科	11	精神科	24
神経内科	3	泌尿器科	50
外科	13	形成外科	5
整形外科	39	内分泌科	12
消化器科	7	血液内科	19
消化器外科	7	心臓外科	5
眼科	16	口腔外科	1
耳鼻科	1	循環器科	1
腎臓内科	5	救命救急	8
脳外科	1	歯科	9

ウ 医療の状況（令和3年3月31日現在）

内服あり	88人
経管栄養	6人（内胃瘻1人）
膀胱内留置カテーテル	3人
血糖検査	1人
インシュリン注射	1人

(7) 健康管理

ア 回診・往診

内科（回診・往診）	皮膚科（往診）	歯科（往診）
2回／週	1回／2ヵ月	随時

イ 健康診断

血液検査	血圧測定	体重測定	胸部レントゲン撮影	心電図
年2回	毎月	毎月	年1回	随時

ウ 予防接種

- ① インフルエンザワクチン予防接種
- ② 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種

(8) 口腔ケア

口腔疾患及び気道感染症の予防、摂食嚥下機能の維持、栄養改善等を図るため、歯科衛生士による口腔ケアを実施した。

＜口腔衛生管理加算の算定状況＞

(人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
45	45	45	47	52	50	52	53	54	57	58	59	617

※入所者の口腔内の状態を踏まえて、ご家族の同意のもと、歯科医師の指示を受け、個別に口腔ケアを実施した。

(9) 行事・レクリエーション

感染防止のため中止

2. デイサービスセンター

(1) 定員 30人

(2) 利用者の状況

ア 延べ利用者数

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
通常型	466	475	512	513	500	512	516	450	408	390	397	404	5,543
相当サービス	29	27	29	29	28	26	31	32	31	27	32	36	357
計	495	502	541	542	528	538	547	482	439	417	429	440	5,900

イ 要介護度（令和3年3月31日現在）

① 通常型

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
13	12	12	11	4	53
24.5%	23.6%	23.6%	20.8%	7.5%	100.0%

② 相当サービス

要支援1	要支援2	計
1人	3人	4人
25.0%	75.0%	100.0%

ウ 年齢（令和3年3月31日現在）

～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～	計
0人	2人	1人	2人	7人	18人	16人	11人	57人
0.0%	3.5%	1.7%	3.5%	12.3%	31.6%	28.1%	19.3%	100.0%

◇平均年齢 88歳 ◇最高年齢 99歳

(3) 日課

時間	サービス内容等
8:40	送迎車出発
9:30	健康チェック 入浴、リハビリ、運動、園芸活動等
12:00	昼食 休憩、団らん
14:00	趣味の活動、手作業 外出（散歩、園芸活動）等 グループ活動
15:00	おやつ リクリエーション 帰宅準備
16:45	送迎車出発

(4) 年間行事

月	行 事	月	行 事
4月	お花見	10月	運動会
5月	端午の節句の集い	11月	
6月		12月	クリスマス会
7月	七夕の集い	1月	年始、正月遊び
8月	夏祭り	2月	節分の集い
9月	敬老会	3月	桃の節句の集い

3. ヘルパーステーション

(1) 延べ利用者数 (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男性	7	6	5	5	5	7	6	5	5	5	6	6	68
女性	35	35	34	34	35	35	35	36	35	33	33	32	412
計	42	41	39	39	40	42	41	41	40	38	39	38	480

(2) 世帯別延べ利用者数・世帯数 (人、世帯)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
独居世帯	利用者数	25	24	25	24	25	23	25	24	24	23	24	22	288
	世帯数	4	4	3	3	4	4	3	4	4	4	3	3	43
夫婦世帯	利用者数	6	6	4	4	5	6	4	5	5	5	4	4	58
	世帯数	4	4	3	3	4	4	3	4	4	4	3	3	43
その他	利用者数	11	11	10	11	10	13	12	12	11	10	11	12	134
	世帯数	11	11	10	11	10	13	12	12	11	10	11	12	134
計	利用者数	42	41	39	39	40	42	41	41	40	38	39	38	480
	世帯数	40	39	38	38	39	40	40	40	39	37	38	37	465

(3) 要介護度 (令和3年3月31日現在) (人)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	非該当	申請中	計
2	9	13	4	3	2	2	3	0	38

(4) サービス区分別延べ利用者数 (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
身 体	19	17	18	18	17	16	18	19	19	16	17	17	211
身体＋生活	12	13	11	12	10	13	11	10	9	9	9	6	125
生 活	1	1	1	2	1	1	2	1	2	1	1	1	15
相当サービス	13	12	12	12	12	12	12	14	14	14	14	14	155
保 険 外	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	4
計	45	43	42	44	41	43	44	44	44	40	41	39	510

(5) サービス区分別延べ派遣回数 (回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
身 体	192	175	174	159	177	169	179	162	167	149	163	213	2,079
身体＋生活	92	93	90	90	80	83	86	67	60	62	53	44	900
生 活	13	12	13	22	14	13	16	13	13	12	12	14	167
相当サービス	81	71	70	74	72	78	77	69	69	79	73	89	902
保 険 外	0	0	0	0	3	2	4	0	0	0	0	1	10
計	378	351	347	345	346	345	362	311	309	302	301	361	4,058

4. 居宅介護支援事業所

(1) 居宅介護支援事業

ア ケアプラン実施状況 (件)

サービス内容	件数
居宅介護支援	1,083
予防介護支援	192
介護予防ケアマネジメント	123
計	1,398

イ 利用者の状況 (令和3年3月31日現在) (件)

要介護度	件数	男女内訳	
		男性	女性
要介護1	31	9	22
要介護2	23	5	18
要介護3	14	1	13
要介護4	11	3	8
要介護5	5	2	3
要支援1・2	19	6	13
予防ケアマネジメント	8	0	8
計	111	26	85

(2) その他の相談事業 (件)

区分	件数
介護方法に関する相談	10
介護用具に関する相談	15
施設入所 (老健含む)	1
住宅改造に関する相談	4
介護保険に関する相談	23
その他	2
計 (重複の相談あり)	55

(件)

	家族・本人	関係機関等
電話	11	10
来所	3	1
訪問	2	0
計	16	11

5. 栄養管理

(1) 給食提供の状況（延べ食数）

	特別養護老人ホーム		デイサービス		食事サービス	職員給食
	一般食	療養食	昼食	夕食		
4月	2,380	300	496	63	9	616
5月	2,472	310	502	59	7	628
6月	2,365	291	540	70	3	581
7月	2,450	248	545	64		571
8月	2,496	248	528	58		576
9月	2,429	211	535	56		543
10月	2,475	257	546	54		572
11月	2,424	252	483	56		521
12月	2,492	248	433	41		543
1月	2,484	248	423	30		471
2月	2,296	224	429	36		437
3月	2,520	248	438	35		500
合計	29,283	3,085	5,898	622	19	6,559
月平均	2,440.3	257.1	491.5	51.8	1.6	546.6
1日平均	80.2	8.5	19.1	3.0	0.1	18.1

(2) 給食方法

食 事 分 類 ┌ 主 食 └ 副 食 療養食	特養入所者 89 名（令和 3 年 3 月 31 日現在）			
	常食 26 軟飯 11 ミルクゼリー 2 全粥 25 ミキサー粥 10 流動（固形）＋主・副食（少々）6 経口流動食 2 経管栄養食 7			
	普通 14（＋少々 1） きざみ 24 超刻み 24 ミキサー 11（＋少々 6）			
	糖尿病食 3 腎臓病食 4 肝臓病食 1			
食 事 時 間	朝食 7：30～8：30 昼食 12：00～13：00 夕食 17：15～19：00			
食 費	1 日 1,392 円			
平 均 栄 養 給 与 量	熱 量	1500kcal	ビタミン A	700 μ g RE
	たんぱく質	57g	ビタミン B ₁	1.0mg
	脂 質	40g	ビタミン B ₂	1.2mg
	カルシウム	650mg	ナイアシン	12mg
	鉄	7mg	ビタミン C	100mg
			ビタミン D	5.5 μ g
食 事 形 態	（朝食）日：雑炊 小付 牛乳 果物 月・水・木・金・土：パン 副食 牛乳 果物 火：ご飯 副食 味噌汁 牛乳 ※希望により、毎朝パン食・米飯の選択可 （昼食）主食 主菜 副菜 小付 汁物 （夕食）主食 主菜 副菜 小付 汁物			

(3) 食事会・野外食

感染防止のため中止

(4) その他

園内喫茶

毎週水・土曜日（午後 2 時～ 4 時）に宅配方式で実施

6. その他

(1) 設備等の整備

区 分	内 容	金 額	工期
構築物	災害対策用トイレ設備（貯留型マンホールトイレ）	6,512 千円	令和2年7月13日 ～7月21日

(2) 防災訓練

ア 特別養護老人ホーム

実 施 日	訓 練 内 容
9月2日	・炊き出し訓練 ・マンホールトイレ設置訓練（八幡4丁目自治会との合同訓練）
11月2日	・マンホールトイレ設置訓練

イ デイサービスセンター避難訓練

実施日	参 加 人 数
5月26日	利用者22人、職員6人
7月22日	利用者11人、職員4人
9月1日	利用者21人、職員6人
11月28日	利用者9人、職員4人
1月15日	利用者18人、職員5人
3月11日	利用者15人、職員5人

(3) 広報誌（『ヨゼフの四季』）の発行

第147号	令和2年8月1日
第148号	令和3年1月10日

(4) 会議の開催

会 議 名	開 催 日	会 議 の 内 容 等
運営会議	第1木曜日 16:30～	施設運営・経営の検討等
感染防止対策委員会	隔月の運営会議内	感染予防対策の検討
衛生委員会	運営会議内	職場の衛生管理、環境改善の検討
ヒヤリハット・事故防止対策会議	第2金曜日 16:00～	特養内における事故防止の検討
身体拘束廃止委員会（虐待防止対策会議）	第2木曜日 16:00～	身体拘束廃止の検討等
給食会議	第2火曜日 14:30～	栄養士、調理職員による給食提供の検討等
ケースカンファレンス	随時 16:00～	特養入所者ケアプランの検討
優先入所検討委員会	第4水曜日 16:00～	特養入所に係る優先順位の検討

リーダー会議	第2金曜日 14:30～	特養リーダー職員によるケアの検討
ヘルパーミーティング	第2・4土曜日 9:30～	ホームヘルパーの連絡調整及び内部研修
在宅サービス研究会	第2火曜日	在宅サービス事業所職員による情報交換等

(5) 監査等

内 容	実 施 機 関	実施年月日
法人監事監査	社会福祉法人聖母福社会監事	令和2年5月28日
社会福祉施設指導監査	静岡市福祉指導課（書面監査）	令和2年11月26日

(6) 介護実習・体験学習等の受け入れ状況

感染防止のため中止

(7) ボランティア活動の受け入れ状況

感染防止のため中止

IV 令和3年度 事業計画

1. 運営・処遇方針

- ・ いのちの尊厳、人間の尊厳、人格の尊厳を大切にし、尊重しながら介護・医療の実践を果たします。
- ・ 利用者、家族、地域との連携を大切にして、家庭的な温もりと一人ひとりを尊重した質の高い介護サービスを提供します。
- ・ 福祉と医療の両面から、総合的・一体的なサービスの提供を行う特色ある福祉医療活動の実践を目指します。
- ・ カトリック施設で働く意義、福祉・医療を支えるカトリックの人間理解について、職員全員で共有します。
- ・ 健全経営を目指した経営計画の推進を図ります。

2. 新型コロナウイルス感染症対策

- ・ 感染予防策の徹底を継続し、感染制御の基本（病原体を①持ち込ませない、②持ち出さない、③拡げない）を徹底します。
- ・ 業務継続に必要な衛生資材を優先的に備蓄するとともに、日常的に在庫数量を管理します。
- ・ 感染者が発生した場合は、「聖ヨゼフの園新型コロナウイルス感染症発生時事業継続計画（BCP）」に基づき、事業の継続を図ります。

3. 事務管理部門

- ・ 施設の事務管理を担う部門として、法人の経営方針に則り、効果的・効率的な事務処理を行います。
- ・ 老朽化した備品の入れ替え、経年劣化し使用していない備品の廃棄等、備品管理の一層の適正化を図り、施設機能の維持・改善に努めます。
- ・ 防災用備品、備蓄食料等の拡充を図ります。特に衛生用品については、ローリングストック方式により在庫を確保します。

4. 特別養護老人ホーム

(1) 介護部門

- ・ 他部門と連携して情報の共有を図り、入所者が安心して施設での生活が継続できるように支援します。
- ・ 歯科衛生士の指導のもとに口腔ケアを実施し、口腔機能の維持改善と感染症等の予防に努めます。
- ・ 身体拘束廃止及び虐待防止の意識を常に持ち、事故防止に取り組み、利用者が安全に生活できる環境を作ります。
- ・ 事故防止に取り組み、入所者が安全に生活できる環境を作ります。
- ・ 看取り期の利用者にはカンファレンスを随時開催し、ご本人とご家族の意向に沿った生

活ができるよう支援していきます。

- ・ 医療職と連携しながら新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組みます。
- ・ 利用者の安全と職員の負担軽減のため、備品整備に努めます。

(2) 相談部門

- ・ 入所サービスの満足度向上と安定的な入所稼働率の維持に努めます。
- ・ 相談者に対して共感を大切にしながら、必要な助言等を行います。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の予防対策として、行事やリクリエーション、ボランティア活動の受入れを中止することにより入所者の安全を図るとともに、家族との連絡を密にして安心を提供できるよう努めます。

(3) 栄養管理部門

「個別の栄養管理と温かみのある食事作り」を目標として、以下を実施してまいります。

① 栄養ケアマネジメントによる個別の栄養管理

- ・ 利用者の健康状態、摂取能力に把握に努め、栄養計画に基づき、個別の栄養ケアを行います。
- ・ 医師の発行する食事箋に基づき、治療のための療養食を提供します。
- ・ 嚥下困難な利用者に対しても、なるべく口から摂取することができるように調理を工夫します。

② 楽しみのある食事づくり

- ・ 季節感と彩りのある食事作りを行い、行事食、食事会の充実に努めます。
- ・ 誕生日カード等を作成します。

③ 安全な食事作り

④ 災害に対応できる体制作り

⑤ 利用者の声を生かした献立作り

5. 通所介護事業所

- ・ 各種リハビリ、作業、園芸、趣味の活動、機能訓練を兼ねた外出（散歩、ドライブ、買い物）等、利用者が興味を持ち、また利用者のやる気を引き出すことができるようなプログラムを日々提供し、常に利用者を楽しんでいただけるようなサービスの提供に努めます。
- ・ 個別ケアをサービス提供の基本理念とし、個々の利用者の特性に合わせたきめ細かい援助方法をケアプランとして作成します。また、家族、関係機関と緊密に連携して一体的な援助を行います。
- ・ 積極的に研修等に参加して、職員の資質向上に努めます。
- ・ 乗車前の検温、来所後の手洗い・うがいの励行、手指消毒、施設内の清掃・消毒を徹底し、新型コロナウイルスの感染予防に努めます

6. 訪問介護事業所

- ・ 利用者の心身の状態を把握し、その人らしく自立した生活を営むことができるように、ケアプランに基づいて、入浴・排泄・食事の介助、その他生活全般にわたる援助を行います。
- ・ 報・連・相の徹底を図り、ミーティング等により利用者の状況をヘルパー間で共有し、き

め細かなサービスを提供します。

- ・ 利用者の日々の生活や体調に留意し、家族、関係機関と連携を図りながら、丁寧なサービスを心がけます。
- ・ 訪問の際には、手洗い・手指消毒の施行、マスク着用により新型コロナウイルスの感染予防に努めます。

7. 居宅介護支援事業所

- ・ 多種多様のサービスの情報を提供し、健康で生き生きとした生活ができるよう、利用者の自己決定を尊重した支援を行います。
- ・ 地域の人が気軽に相談できる窓口としての役割を果たすとともに、町内会や民生委員、その他関係機関と連携・協力し、社会資源の活用を図り、チームケアにより利用者支援を行っていきます。
- ・ 運営基準の遵守と多様な視点からの業務内容の確認を行うとともに、仕事に対する姿勢や挨拶、礼儀を重んじ、法人のイメージを損なわないよう、地域から信頼される事業所を目指します。
- ・ 個人が抱え込むことがないようケースを共有し、業務を相談できるコミュニケーションづくりをし、客観的に業務を見つめ直し、アイデアを生み出すことができる環境を作ります。
- ・ 各種加算の算定と経費削減を積極的に行うとともに、プランが維持できるよう地域包括支援センター等へのPRを図り、適正利益の確保を意識して運営していきます。
- ・ 感染症対策への意識を常に持ち、ご利用者・ご家族に対する情報提供を行います。また、感染拡大に備え、連絡体制の強化を図ります。

【資料】沿革

	国の施策等	本園のあゆみ
昭和38年	老人福祉法改正 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等が老人福祉施設として規定される。	
昭和43年	寝たきり老人問題が社会問題となる。	
昭和44年		特別養護老人ホーム聖ヨゼフの園開園 園長 伊東 千鶴子シスター (定員50人)
昭和45年	65歳以上人口比率が7%を超え、高齢化社会に入る。	機能回復訓練を開始 運動会(屋内)、作品展を開始
同年	中央社会福祉審議会から「社会福祉施設の緊急整備について」が発表される。	
昭和47年	老人医療費支給制度の創設	50床を増床(定員100人) 高松宮様ご夫妻ご来園 ベッド体操、お話を開始 文集「ヨゼフの光」創刊号を発行
昭和48年	福祉元年 老人医療費無料化制度の創設、高額療養費制度の導入、年金の給付水準の大幅な引き上げ等、社会保障の大幅な拡充が図られる。	在宅サービス(入浴・機能回復訓練)開始 洞慶院へ車で外出
同年	オイルショックにより一転、「社会福祉の見直し」へ	
昭和49年		クラブ活動開始
昭和50年		愛宕霊園に墓地を設置 車イスで森下公園へ外出
昭和53年	寝たきり老人短期保護事業の創設	ショートステイ開始
昭和54年	通所サービス事業の創設	創立10周年 離床運動への取り組みを開始 売店、作業室を設置 食堂拡張
昭和55年	老人福祉施設の費用徴収が入所者本人、扶養義務者の二本立て方式に変更	
昭和56年		家族会開催
昭和58年	老人保健法制定 老人医療費無料化制度が廃止され、一部負担が導入	随時オムツ交換の取り組み開始 ボランティアの導入 機関紙「ヨゼフの四季」創刊
昭和59年	老人ホーム入所措置の適正化のため、「老人ホームの入所判定」(厚生省社会局長通知)が発出される。	
同年	認知症ケアに関する研修事業が開始	
昭和61年	老人保健施設の制度化	
昭和62年	社会福祉士及び介護福祉士法が制定され、福	

	国の施策等	本園のあゆみ
同年	社専門職が制度化 東京都東村山市の特別養護老人ホーム松寿園 で火災が発生（死者17名）	緊急通報システム、スプリンクラー設置
平成元年	高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）の策定 ～高齢者介護基盤の計画的整備の推進～	付属棟を増築し、高齢者介護ホームを開設 創立20周年
平成2年	福祉関係8法の改正（ゴールドプラン実施のための体制づくり） <老人福祉法関係> ①在宅福祉サービスの積極的な推進 ②在宅・施設サービスの実施に係る権限の市町村への一元化 ③地方自治体における老人保健福祉計画策定の義務付け	
平成4年		定員を90人に変更 高齢者介護ホームがデイサービスE型に移行
平成5年		園長交代（志田 利）
平成6年	新ゴールドプラン策定 ゴールドプランが全面的に見直され、当面緊急に行うべき高齢者介護基盤の整備目標が引き上げられる。	在宅介護支援センターを開設 ホームヘルパー派遣事業を開始 創立25周年
平成7年		利用者の処遇向上、事業の円滑な推進のため10の委員会を設置
平成8年		青空デイサービス実施
平成9年	介護保険法制定	園長交代（芹沢 博仁）
平成10年		園長交代（堀池 巖） 青空デイ事業がデイサービスD型に移行
平成11年		創立30周年
平成12年	介護保険法施行	居宅介護支援事業を開始 デイサービスセンター開設 園長交代（石月 中） 介護保険法の施行により介護保険施設・事業所として事業を開始 給食の適時適温体制の取り組みを開始
平成13年		
平成17年	介護保険法改正 ①予防重視型システムへの転換 ②施設における食費・居住費を介護保険の給付対象から除外 ③新たなサービス体系の確立 地域密着型サービスの導入、地域包括	

	国の施策等	本園のあゆみ
同年 平成19年	支援センターの創設 後期高齢者医療制度の創設	ユニット棟増築 園長交代（稲川 直子）
平成20年	介護保険法改正 コムスン問題を受け、介護サービス事業者の不正事案の防止、介護事業運営の適正化が図られる。	本館の改修及び耐震補強工事完了
平成21年 平成23年	介護保険法改正 ①地域包括ケアの推進 ②介護予防・日常生活支援総合事業の創設 ③介護職員等による痰の吸引等の実施	創立40周年 キャリアパス表に基づく職員研修計画実施
同年	高齢者の居住の安全確保に関する法律（高齢者住まい法）の改正 サービス付き高齢者向け住宅が創設され、高齢者向け住宅の整備促進が図られる	
平成24年 平成25年		静岡県社会福祉協議会の第三者評価を受審 静岡市運動器機能向上事業「しぞーかでん 伝体操教室」を受託 園長交代（森 政也）
平成26年 平成27年	介護保険法改正 ①訪問介護及び通所介護の予防給付が地域支援事業に移行 ②特養の新規入所者が原則として、要介護3以上の高齢者に限定 ③一定以上の所得がある利用者の自己負担を2割に引き上げ	
平成28年		ホームページリニューアル 非常用井戸設置
平成29年		聖ヨゼフ診療所開院 2階ホール改修工事完了
平成30年	介護保険法改正 ①2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に引き上げ ②福祉用具貸与価格の適正化 ③介護医療院の創設	デイサービスE型事業廃止 特別養護老人ホーム施設長 松下 公子
平成31年 令和元年		ショートステイ事業廃止 本館廊下エアコン設置工事完了
令和2年	新型コロナウイルス感染症の世界的流行	創立50周年 マンホールトイレ（災害対策トイレ）整備

令和3年度
施 設 概 要
(令和3年7月発行)

社会福祉法人聖母福祉会 聖ヨゼフの園
〒422-8076 静岡市駿河区八幡4丁目6番9号
TEL:054-282-1871(代) FAX:054-282-1836
<http://www.joseph-seibofukushikai.jp/>
E-mail: joseph@mail.wbs.ne.jp